

川西市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月14日

川西市議会議長 大 矢 根 秀 明

川西市議会規則第1号

川西市議会傍聴規則の一部を改正する規則

川西市議会傍聴規則（平成4年川西市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第7条及び第8条を次のように改める。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第9条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第10条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する